

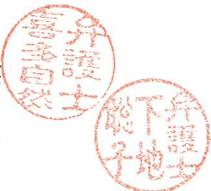
平成30年（行ウ）第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件
原 告 ブルデシルヴェストル恵
被 告 沖 縄 県

準備書面（2）

平成31年1月15日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 喜多自然
同 下地聰子



原告適格について、下記のとおり主張する。

1 はじめに

原告の主張する景観利益は、自然公園法その他の関係法令により法律上保護された利益であり、原告は本件処分の取消しを求める法律上の利益（原告適格）を有する。

詳細は下記のとおりである。

2 原告適格についての判断枠組みを示した最高裁平成17年12月7日判決（民集59巻10号2645頁），行政事件訴訟法9条2項の規定については、訴状6頁で指摘したとおりである。ここでは、大きく①当該法令の趣旨・目的（関係法令の趣旨・目的も斟酌される。）と②当該利益の内容及び性質（侵害の態様及び程度も勘案される。）の二つの点から、「当該処分を定めた行政法規が、不特

定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合」（最高裁平成17年12月7日判決（民集59巻10号2645頁））に該当するかを判断することとされているので、上記の二つの観点から検討する。

3 自然公園法及び関係法令の趣旨・目的

(1) 自然公園法の趣旨及び目的については、訴状7頁以下で詳しく指摘した自然公園法や同法規則の規定からすると、自然公園法が、国立公園等の自然の風致や景観を保護することをその趣旨及び目的としていることは明白である。

補足すると、自然公園法第20条1項は、「環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。」と定めており、同法第20条3項18号は、「前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの」について、許可制を採用している（訴状14頁で指摘したとおり、本件ホテルの建設地は、沖縄海岸国定公園の第2種特別地域内に当たる。）。したがって、自然公園法は、国立公園等の特別地域についてはより一層、自然の風致や景観を保護しようとしているものということができる。

(2) 自然公園法と目的を共通にする関係法令として、景観法、恩納村景観村づくり条例、恩納村環境保全条例があることは、訴状9頁で指摘したとおりである。これらの法令は、いずれも景観の保護を直接の目的としているものである。

(3) 訴状13頁で指摘した大阪高裁平成26年4月25日判決（判自387号47頁、葛城市クリーンセンター建設許可差止請求控訴事件、甲34）も、周辺住民が自然公園法20条3項による許可の差止めを求めた事案において、「これらの自然公園法及び同法施行規則の規定からすれば、同法が、国立公園等、特にそのうちの特別地域の自然の風致や景観を保護することをその趣旨及び目

的の一つとしていることは明らかであり、控訴人らが「自然利益」と呼ぶ自然環境に起因する音、香り、清浄な空気等は、ここにいう「自然の風致」に含まれると解するのが相当である。」と判示しており、上記の原告の主張と同様の判断をしている。

4 景観利益の内容及び性質

(1) 原告の主張する景観利益は、良好な景観の恵沢を享受する利益と定義されるものである。

景観利益の内容及び性質を示すリーディングケースである最高裁平成18年3月30日判決（民集60巻3号948頁）は、「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきであり、景観法は、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と規定（2条1項）した上、国、地方公共団体、事業者及び住民の有する責務（3条から6条まで）、景観行政団体がとり得る行政上の施策（8条以下）並びに市町村が定めることができる景観地区に関する都市計画（61条）、その内容としての建築物の形態意匠の制限（62条）、市町村長の違反建築物に対する措置（64条）、地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の条例による制限（76条）等を規定しているが、これも、良好な景観が有する価値を保護することを目的とするものである。そうすると、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である」と判示している。

このように、上記判決が、景観利益について、「良好な景観に近接する地域

内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべき」（下線は筆者）と判断しているとおり、景観利益、少なくとも「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している」者の利益は、一般的公益の中に吸収消滅されるようなものではなく、それが帰属する個々人の個別的利益として保護されているものということができる。

(2) 景観利益の侵害の態様及び程度については、訴状12頁以下で詳しく指摘したとおりであるが、本件ホテルの建設地に隣接する希望ヶ丘地区の原告宅から、沖縄海岸国定公園の第2種特別地域にある伊武部ビーチ方面への海岸線を含む周囲一帯の眺望が、地域にそぐわない巨大かつ高層のリゾートホテルの存在により半永久的に大きく阻害されるのであり、侵害の態様も悪質で、その程度も甚だしい。

(3) 以上の点を踏まえれば、自然公園法は、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）を、個々人の個別的利益として保護する趣旨を含み、原告が本件処分の取消しを求める法律上の利益（原告適格）を有することは明らかである。

(4) 那覇地裁平成21年1月20日判決（判タ1337号131頁、甲35）は、建築基準法上の建築確認処分の差止請求事件であり、原告適格が問題になった事例である。この件では、景観法を建築基準法の関係法令として位置づけた上で、「建築基準法は、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）をも、個々人の個人的利益として保護する趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示し、良好な景観を有する川平湾に近接する地域内に居住している者について、景観利益を根拠として原告適格を認めている。同判決の判例タイムスの解説でも、「良好な景観の恵沢を受ける利益は法律上保護に値すると解されて

いるので（最一小判平成18.3.30民集60巻3号948頁，判タ1209号87頁），その利益を違法に侵害されるおそれのある者は，原告適格を有するものと解される（最三小判平成4.9.22民集46巻6号571頁，判タ801号83頁）。」と解説されており，先に指摘した最高裁平成18年3月30日判決を根拠として，景観利益が原告適格を基礎付けることが示されている。

(5) 上記の大蔵高裁平成26年4月25日判決（判自387号47頁，葛城市クリーンセンター建設許可差止請求控訴事件，甲34）は，「現に特別地域の近隣に居住している者は，事実上，その特別地域の優れた自然の風致景観の恵沢を日常的に享受している」とし，「自然の風致景観はその性質上一旦害されるとその回復は不可能ないし著しく困難である」という利益の実質的な性質や，「自然風地景観利益が公益のみに属するとすれば，そのような違法な20条許可に対し，差止請求はもとより，その他の抗告訴訟も事実上これを提起することができる者がいないことになるが・・・自然公園法がそのような事態を許容しているとは解し難い」という点，さらには目的を共通にする景観法の規定などを考慮した上で，「以上のような本件許可において考慮されるべき利益の内容及び性質，本件許可が違法にされることによって利益が害される態様及び程度のほか，自然公園法やこれと目的を共通にする景観法及び同法施行令の規定等に鑑みると，自然公園法は，少なくとも，本件許可が違法にされ，本件施設が建設されて稼働することによって害される自然風致景観利益，換言すれば，本件施設の建設及び稼働によって本件予定地周辺の優れた自然の風致景観が害されることがないという利益を，そこに居住するなど本件予定地の周辺の土地を生活の重要な部分において利用しており，本件施設の稼働によって騒音，悪臭，ふんじん等の被害を受けるおそれのある者に対し，個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示している。

ここでは，「本件施設が建設されて稼働することによって害される自然風致

景観利益、換言すれば、本件施設の建設及び稼働によって本件予定地周辺の優れた自然の風致景観が害されることがないという利益」が法律上保護される利益とされているが、その内容は、先に指摘したとおり、「控訴人らが「自然利益」と呼ぶ自然環境に起因する音、香り、清浄な空気等は、ここにいう「自然の風致」に含まれる」（下線は筆者）という趣旨のものであり、この件の控訴人自身が、「控訴人らの景観利益について、視覚的な「景観」だけでなく、それ以外の感覚器によって感受できる要素（例えば、周囲の静寂さ、静謐さ、川のせせらぎや野鳥のさえずりといった自然が発する音、木々が醸し出す自然の香り、清浄、清涼な空気といったもの）も含めた意味で理解されなければならない（以下、そのような要素を含めた利益を「自然利益」という。。）」と指摘していたのである。このように、この判決では、最高裁平成18年3月30日判決（民集60巻3号948頁）が認めた景観利益よりも更に広い意味での自然の風致景観の利益についても、原告適格を基礎付けることとされているのであるから、本件で原告が問題とする景観利益が原告適格を基礎付けるものであることは明らかである。

以上